

別紙1 座間市指定介護事業所の各種研修と訓練についての概要表（令和6年度より義務化されるものについて）

	業務継続計画	感染症	虐待防止
地域密着型通所介護 （介護予防通所介護相当サービス）	○研修は定期的（年1回以上） 新規採用時は別研修実施が望ましい。（※1） ○訓練は定期的（年1回以上） （※2）、（※3）	○研修は定期的（年1回以上） 新規採用時は研修実施が望ましい。 ○訓練は定期的（年1回以上） ○感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催	○研修は定期的（年1回以上） 新規採用時は必ず研修を実施。 ○虐待防止検討委員会は定期的に開催。 ○専任担当者を置く
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○研修は定期的（年1回以上） 新規採用時は別研修実施が望ましい。（※1） ○訓練は定期的（年1回以上） （※2）	○研修は定期的（年1回以上） 新規採用時は研修実施が望ましい。 ○訓練は定期的（年1回以上） ○感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催	○研修は定期的（年1回以上） 新規採用時は必ず研修を実施。 ○虐待防止検討委員会は定期的に開催。 ○専任担当者を置く
小規模多機能型居宅介護	○研修は定期的（年1回以上） 新規採用時は別研修実施が望ましい。（※1） ○訓練は定期的（年1回以上） （※2）、（※3）	○研修は定期的（年1回以上） 新規採用時は研修実施が望ましい。 ○訓練は定期的（年1回以上） ○感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催	○研修は定期的（年1回以上） 新規採用時は必ず研修を実施。 ○虐待防止検討委員会は定期的に開催。 ○専任担当者を置く
看護小規模多機能型居宅介護	○研修は定期的（年1回以上） 新規採用時は別研修実施が望ましい。（※1） ○訓練は定期的（年1回以上） （※2）、（※3）	○研修は定期的（年1回以上） 新規採用時は研修実施が望ましい。 ○訓練は定期的（年1回以上） ○感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催	○研修は定期的（年1回以上） 新規採用時は必ず研修を実施。 ○虐待防止検討委員会は定期的に開催。 ○専任担当者を置く
介護予防支援事業	○研修は定期的（年1回以上） 新規採用時は研修実施が望まし	○研修は定期的（年1回以上） 新規採用時は研修実施が望ましい。	○研修は定期的（年1回以上） 新規採用時は必ず研修を実施。

	い。(※1) ○訓練は定期的(年1回以上) (※2)	○訓練は定期的(年1回以上) ○感染対策委員会をおおむね6月に 1回以上開催	○虐待防止検討委員会は定期的 に開催。 ○専任担当者を置く
居宅介護支援事業	○研修は定期的(年1回以上) 新規採用時は研修実施が望まし い。(※1) ○訓練は定期的(年1回以上) (※2)	○研修は定期的(年1回以上) 新規採用時は研修実施が望まし い。 ○訓練は定期的(年1回以上) ○感染対策委員会をおおむね6月に 1回以上開催	○研修は定期的(年1回以上) 新規採用時は必ず研修を実施。 ○虐待防止検討委員会は定期的 に開催。 ○専任担当者を置く
認知症対応型共同生活介護	○研修は定期的(年2回以上) 新規採用時は別に研修を実施する こと。(※1) ○訓練は定期的(年2回以上) (※2)、(※3)	○研修は定期的(年2回以上) 新規採用時は研修を実施すること。 ○訓練は定期的(年2回以上) ○感染対策委員会をおおむね6月に 1回以上開催	○研修は定期的(年2回以上) 新規採用時は必ず研修を実施。 ○虐待防止検討委員会は定期的 に開催。 ○選任担当者を置く

※1：研修は感染症の予防及びまん延の防止研修と一体的に実施することも差し支えない。

※2：訓練は感染症の予防及びまん延の防止訓練と一体的に実施することも差し支えない。

※3：災害の業務継続計画に係る訓練は非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

各研修及び訓練に関する共通事項

- ・他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- ・研修及び訓練は全ての事業者が参加できるようにすることが望ましい。
- ・感染及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

認知症介護基礎研修について

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなくてはなりません。

※1：義務付けの対象とならない者

各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者。

具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

※2：義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じる必要があります。

※3：新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとします（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務となります）。